

温室効果ガス排出量のとりまとめについて

本県における 2016(H28)年度の温室効果ガス排出量(速報値)を、以下のとおりとりまとめましたので、お知らせします。

1 県内排出量の部門別増減状況

2016年度排出量は、70,407千t-CO₂で、兵庫県地球温暖化対策推進計画の基準年度(2013年度)比▲6.4%(前年度比▲1.6%)となり削減が進んでいます。(2020年度目標：▲5%、2030年度目標：▲26.5%)

[各年度の電力排出係数^{注)}による算定]

(単位：千t-CO₂)

部 門	2013(H25)年度 排出量	2015(H27)年度(確定値)			2016(H28)年度(速報値) ^{※1}				
		排出量	【構成比】(%)	13年度比(%) ^{※2}	排出量	【構成比】(%)	13年度比(%) ^{※2}	前年度比(%) ^{※3}	
二酸化炭素 エネルギー起源	産業 ^{※4}	47,952	46,587	【65.1】	▲ 2.8	45,723	【64.9】	▲ 4.6	▲ 1.9
	業務	6,815	6,182	【8.6】	▲ 9.3	6,099	【8.7】	▲10.5	▲ 1.3
	家庭	8,364	7,565	【10.6】	▲ 9.6	7,536	【10.7】	▲ 9.9	▲ 0.4
	運輸	8,128	7,646	【10.7】	▲ 5.9	7,434	【10.6】	▲ 8.5	▲ 2.8
その他 ^{※5}	3,923	3,578	【5.0】	▲ 8.8	3,614	【5.1】	▲ 7.9	1.0	
排出量	75,182	71,558	【100】	▲ 4.8	70,407 ^{※6}	【100】	▲ 6.4	▲ 1.6	

※1 国、県等の統計データの確定を受け、値を変更することがある。

※2 13年度比(%) = (当該年度排出量 - 2013年度排出量) / 2013年度排出量 × 100(%)

※3 前年度比(%) = (当該年度排出量 - 前年度排出量) / 前年度排出量 × 100(%)

※4 エネルギー転換部門を含む。

※5 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等

※6 四捨五入の関係で一致しない。

注) 電力排出係数(関西電力(株)公表値)は、2013年度:0.516、2015年度:0.496、2016年度:0.493(kg-CO₂/kWh)

<部門毎の増減理由(平成28年度)>

- ・産業部門：省エネ設備の導入や生産プロセスにおける省エネ化等が積極的に行われたことから、前年度比▲1.9%
- ・業務部門：照明設備のLED化、高効率な空調等が積極的に導入されたことから、前年度比▲1.3%
- ・家庭部門：省エネの取組等が進んだものの世帯数の増加等により、前年度比▲0.4%
- ・運輸部門：自動車の燃料消費量が減少したことから、前年度比▲2.8%
- ・その他：オゾン層破壊物質(フロン類)からHFC(代替フロン)へ代替が進み、より地球温暖化係数の高いHFC(CO₂の12~14,800倍)の排出量が増加したこと等により、前年度比+1.0%

2 「環境の保全と創造に関する条例」に基づく対象事業所の排出量

2014年6月に「環境の保全と創造に関する条例」を改正し、温室効果ガス排出抑制計画・同措置結果の公表制度を導入するとともに、対象事業所を追加しました。この結果、2016(H28)年度の条例対象1,065事業所の排出量は35,329千t-CO₂で、2013年度比▲8.4%となりました。また、2017(H29)年度の速報値では、条例対象1,050事業所の排出量は34,393千t-CO₂で2013年度比▲10.8%となっています。

(単位：千t-CO₂)

部 門	2013(H25)年度		2016(H28)年度		2017(H29)年度(速報値)	
	事業所数	排出量(県内排出量に占める割合%)	事業所数	排出量(県内排出量に占める割合%)	事業所数	排出量
産 業	630	35,225 (46.9%)	640	32,193 (45.7%)	636	31,537
業 務	384	1,821 (2.4%)	379	1,682 (2.4%)	370	1,577
その他 ^{※1}	49	1,528 (2.0%)	46	1,455 (2.1%)	44	1,279
合 計	1,063	38,574 (51.3%)	<u>1,065</u>	<u>35,329^{※2}</u> (50.2%)	1,050	34,393
			13年度比	▲8.4%	13年度比	▲10.8%

※1 廃棄物部門等

※2 四捨五入の関係で一致しない。

条例対象：年間エネルギー使用量（原油換算）1,500kL以上の工場等
 又は年間エネルギー使用量（原油換算）500kL以上1,500kL未満であって、大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設(ボイラー、ディーゼル機関等)を設置している工場等

詳細はホームページ「ひょうごの環境」(<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/>)をご覧ください。
 (「兵庫県 温暖化」で検索)